

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年8月26日）及び資格取得日（昭和42年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和39年8月及び同年9月は1万円、同年10月から40年9月までは1万2,000円、同年10月から41年9月までは1万4,000円、同年10月から42年2月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月26日から42年3月1日まで

私は、昭和36年5月5日から43年8月26日までの期間、A事業所に勤務していた。その間、勤務形態等が全く変わっていないのに、昭和39年8月26日から42年3月1日までの期間が空白になっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者原票では、A事業所において昭和36年5月5日に厚生年金保険の資格を取得し、38年8月26日に資格を喪失後、42年3月1日に同事業所において再度資格を取得しており、38年8月から42年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は「申立期間においても、仕事の内容、勤務時間は変わっていない。」と主張しており、同僚も「申立人は、申立期間も継続して勤務し、仕事の内容や勤務の時間に変わった様子は見受けられなかった。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変更がなかったことが認められる。

さらに、オンライン記録上、A事業所は昭和49年3月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることか

ら、厚生年金保険の資格の喪失及び取得の手續や保険料控除の状況等について確認できる関連資料等は見当たらないが、申立期間において継続して勤務していたと認められる3人（同職種の織工2人、機械管理業務1人）は、いずれも厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後及び同僚のオンライン記録から、昭和39年8月及び同年9月は1万円、同年10月から40年9月までは1万2,000円、同年10月から41年9月までは1万4,000円、同年10月から42年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年8月から42年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 6 月まで

私は、以前の会社での経験を買われ、昭和 56 年 7 月 27 日に A 社に入社し、平成 5 年 8 月 29 日まで同社に勤務した。しかし、勤務当初から 20 万円程度の給与を貰っていた記憶があるにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は既に解散しており、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料は無い上、当時の事業主及び経理担当者も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は認められず、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

さらに、後任の経理担当者及び当時の営業担当役員は、いずれも「資格取得時の報酬月額については、残業時間等は見込まないで社会保険事務所（当時）に提出していた。退職金を抑えるため基本給を低く抑えていた。」と供述していることから、申立人の資格取得時の報酬月額についても、支給された給与の全額ではなく、基本給等の支給額の一部のみを社会保険事務所へ届出されていたものと推測される。

加えて、申立人と同職種の同僚から、申立期間を含む昭和 56 年 1 月から 57 年 12 月までの給与明細書の提出があり、その内容からは、当該同僚の標準報酬月額の記録に基づく厚生年金保険料以上の保険料控除額は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から29年4月1日まで
② 昭和32年4月1日から同年10月1日まで
③ 昭和32年10月1日から33年4月1日まで

私は、申立期間①については、A社B支店の発送部に、申立期間②については、C社D支店の営業部に、また、申立期間③については、E社（現在は、F社。）G支店の営業部に勤務した。特に、C社とE社への入社に当たっては、保証人を付けるなど、会社からの調査も行われた。いずれの申立期間も正社員であったので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、いずれも知人の紹介で申立ての事業所に入社したとしているが、紹介者の氏名、当時の支店長及び同僚等についての記憶があいまいであり、事業所の関係者からも、申立期間において申立人が勤務していたことについての供述が得られないことから、いずれの事業所においても、申立人が勤務していたことを確認できない。

申立期間①について、A社は、同社保管の辞令原簿等から申立人の在籍が確認できないとしている。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間②について、申立人とC社D支店で同じ業務に従事していたと認められる者は、「営業担当として外勤していた時は、成績出来高報酬だったので、各種保険料の控除は無かった。」との回答がある。

また、C社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、申立人の

氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間③について、F社は、「以前、営業職を6か月試採用し、社会保険に加入させないことがあった。」としている上、申立人について、同社保管の正社員に係る「社員コードリスト」に氏名の記載が確認できない。

また、E社G支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間における健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 36 年 1 月から同年 9 月まで

申立期間①については、A社（現在は、B社。）に、申立期間②については、C社D事業所（現在は、E社。）に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、創業以来の人事記録を保管しており、申立人に係る申立期間の資格取得届及び資格喪失届を提出した記録は無いと回答している。

また、B社の人事課は、「申立期間当時は、正社員でも試用期間があり、1年程度厚生年金保険に加入しないこともあった。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番も無く、申立期間に申立人に係る資格取得届が提出された形跡は無い。

申立期間②について、E社は、当時の資料が無く、申立人が在籍していたか不明と回答しており、申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立人は、同僚として、二人の氏名をあげているが、C社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該二人は、申立人が最初に同事業所で勤務した期間(昭和 32 年 2 月 20 日から同年 5 月 10 日まで)の同僚であり、申立期間②より前に同事業所を退職している。

さらに、C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番も無く、申立期間に申立人に係る資格取得届が提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。